

生活保護受給者の対応について お願いしたいこと



生活保護の原理

- ◆困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な生活水準を維持できる**最低限度の生活の保障を**するとともに、**その自立を助長すること**
- ◆**利用可能な資産、能力等を活用**し、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、生活保護に**優先し**て行われ、生活保護はそれらを活用しても**足りないところを補うもの**

（生活保護法 第1、3、4条を要約）



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

最低限度、とは

生活保護制度は、国民の『**最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの**』であって、かつ、『**これを超えないものでなければならない**』という原則において、他制度と基本的な差異があることに留意して実施の適正を期すること。

（医療扶助運営方針より）



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

今日のお話の内容

- (医 療) …… 医療扶助について
 - 1 施術を利用する場合
 - 2 医療扶助で訪問看護を行う場合
- (介 護) 3 特定福祉用具購入費支給と住宅改修費支給
- 4 施設等の入居を検討する場合
- 5 居宅療養管理指導料について
- (障 害) 6 みなし2号の方の対応について
- (お知らせ) 介護券の発行時期について



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

医療扶助＝公費負担(100%)

福祉事務所で審査：嘱託医と協議します 4回／月

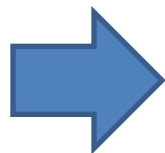
〈必要書類〉

◆申請書

(本人)

◆意見書

(医療機関・施術所等)



〈嘱託医協議〉

●必要性

●他法他施策活用

介護保険

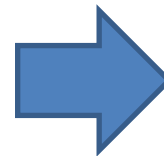
障害福祉サービス等

●自立助長

自分で出来る事

一定期間の支援により

自身でできる見込み等



嘱託医協議で認定
されれば

医療券等を発行

~~~~~ 申請から2、3週間かかります ~~~~~



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# 1 施術を利用をする場合

- 施術の種類 「はり・灸」、「あん摩・マッサージ」、「柔道整復」
- 各々保険適応となる傷病名等が決まっている。
- **開始する時は、事前に生活福祉課に連絡が必要。**
- リハビリが目的ではない。
- **65歳以上で介護の認定のある方のリハビリは、介護保険が優先。**

⇒介護保険の中で、理学療法士等による訪問リハビリやデイケアでのリハビリを勧めていただくようお願いいたします。



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

## 2 医療扶助で訪問看護を行う場合

介護認定を受けている方の訪問看護

＜原則として、介護保険からの提供!!＞

### ◎医療扶助に切替わる場合◎

(例) 末期の悪性腫瘍、一部の指定難病等、厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合、急性増悪期（特別訪問看護指示書が出た場合）等 (別紙1 参照)

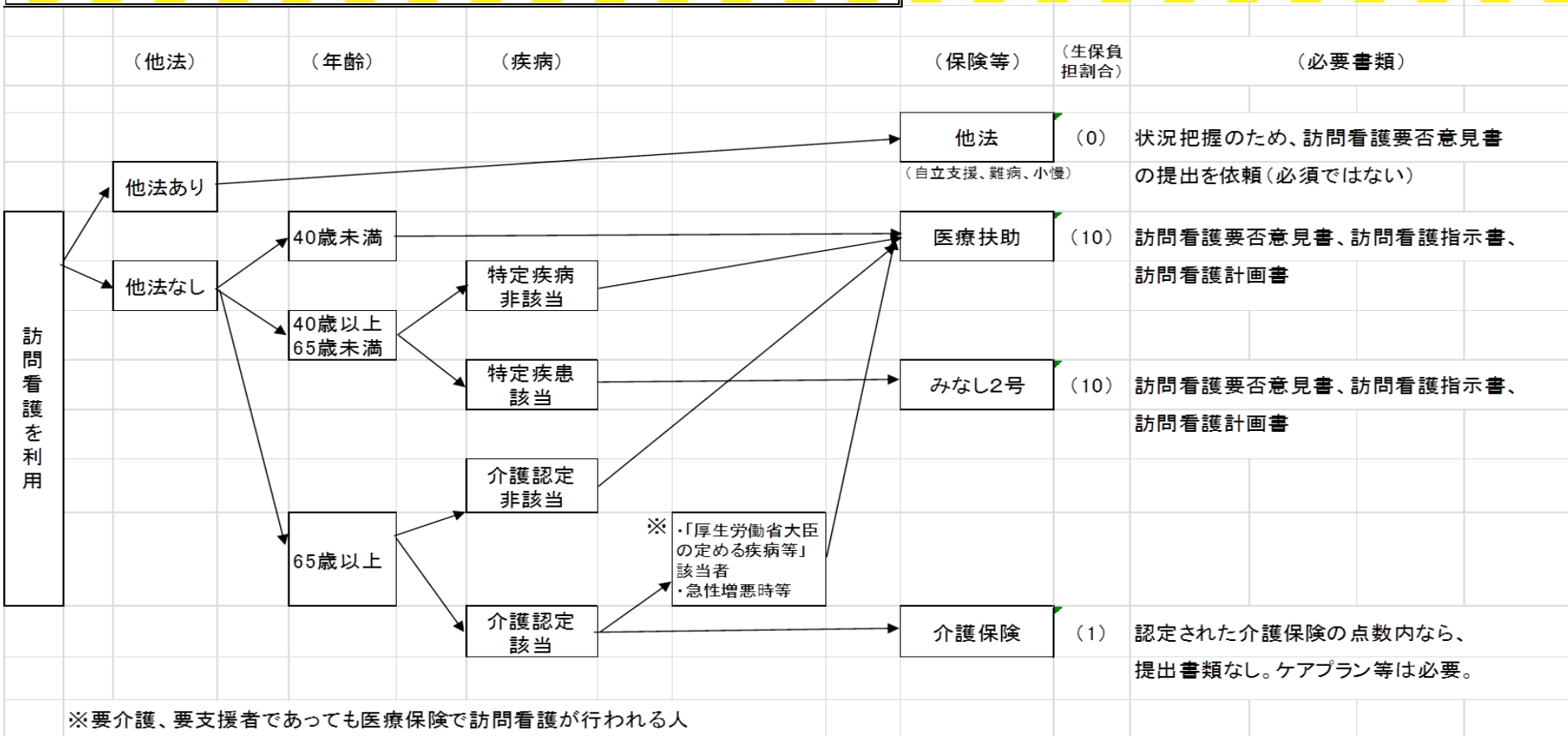
◆**医療扶助に切り替わる**と、訪問看護要否意見書（申請書兼）と、訪問看護指示書等の提出後、福祉事務所による審査（嘱託医協議）が必要。

◆生活保護受給者が、**医療に切換えて訪問看護**を受ける場合、**すぐに生活福祉課に相談するようにお伝えください。**



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。



・厚生労働省大臣の定める疾病等：末期の悪性腫瘍、脊髄損傷、人工呼吸器を使用している状態、筋・神経系の難病(多発性硬化症、重症筋無力症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病等) 等  
→65歳以上はすべての難病が指定難病で請求できるわけではない

・急性増悪、退院直後等：特別訪問看護指示書期間(2週間)、在宅患者訪問点滴注射指示書期間(1週間)

◎自立支援医療(精神通院)について：新規開始の場合は、訪問看護の追加申請が必要。入院中の外泊時は医療扶助となる。

次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。

# 3-1 特定福祉用具購入費支給と 住宅改修費支給

- ADLや病状、家の構造、他の代替が可能であるか等を把握した上で、福祉事務所で審査した結果、必要最低限ではないと判断された場合、給付できないことがあります。
- 見積り金額について検討が必要であると判断された場合は、比較見積もりを依頼することがあります。



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

## 3-2 特定福祉用具購入費と住宅改修費の 支払方法の違い

### 特定福祉用具購入費

- ①本人が介護保険課と生活福祉課に申請
- ②生活福祉課が本人に10割給付
- ③福祉用具受領後、本人が業者に10割を支払う
- ④介護保険課が本人に9割給付
- ⑤本人が生活福祉課に9割返還

### 住宅改修費（代理受領）

- ①本人が介護保険課と生活福祉課に申請
  - ②生活福祉課が本人に1割給付
  - ③福祉用具受領後、本人が業者に1割を支払う
  - ④介護保険課が業者に9割を支払う
- ※初めての業者は事前に手続き要



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

## 4 施設等の入居を検討する場合

生活保護では、できるだけ他の制度を活用して、最低限度の経費で生活の保障を行う観点から、心身の状態等に応じて、特別養護老人ホームや老人保健施設等を優先して、検討しています。一般居宅での生活が困難となり、住まいの場を検討される場合は、必ず事前に担当ケースワーカーにご連絡ください。



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# 5 居宅療養管理指導について

（算定条件）

医療機関等がケアマネに必要な情報提供や指導等を行うこと。

（現 状）

当課では、ケアプランに基づいて介護券を発行していますが、居宅療養管理指導についてはケアプランへの記入がないことが多いため医療機関等に円滑に介護券の発券ができない状況。

（今後の依頼内容）

- ・ **居宅療養指導の利用**があれば**ケアプランへの記載をお願いします。**
- ・ ケアプランに記載がなく介護券の発行がないのに請求があるケースについては、算定条件を満たしているかどうか、確認をさせていただくこともありますのでご協力お願いいたします。



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# 6 みなし2号の方の対応について

**障害福祉サービスが優先となります！！** （別紙2参照）

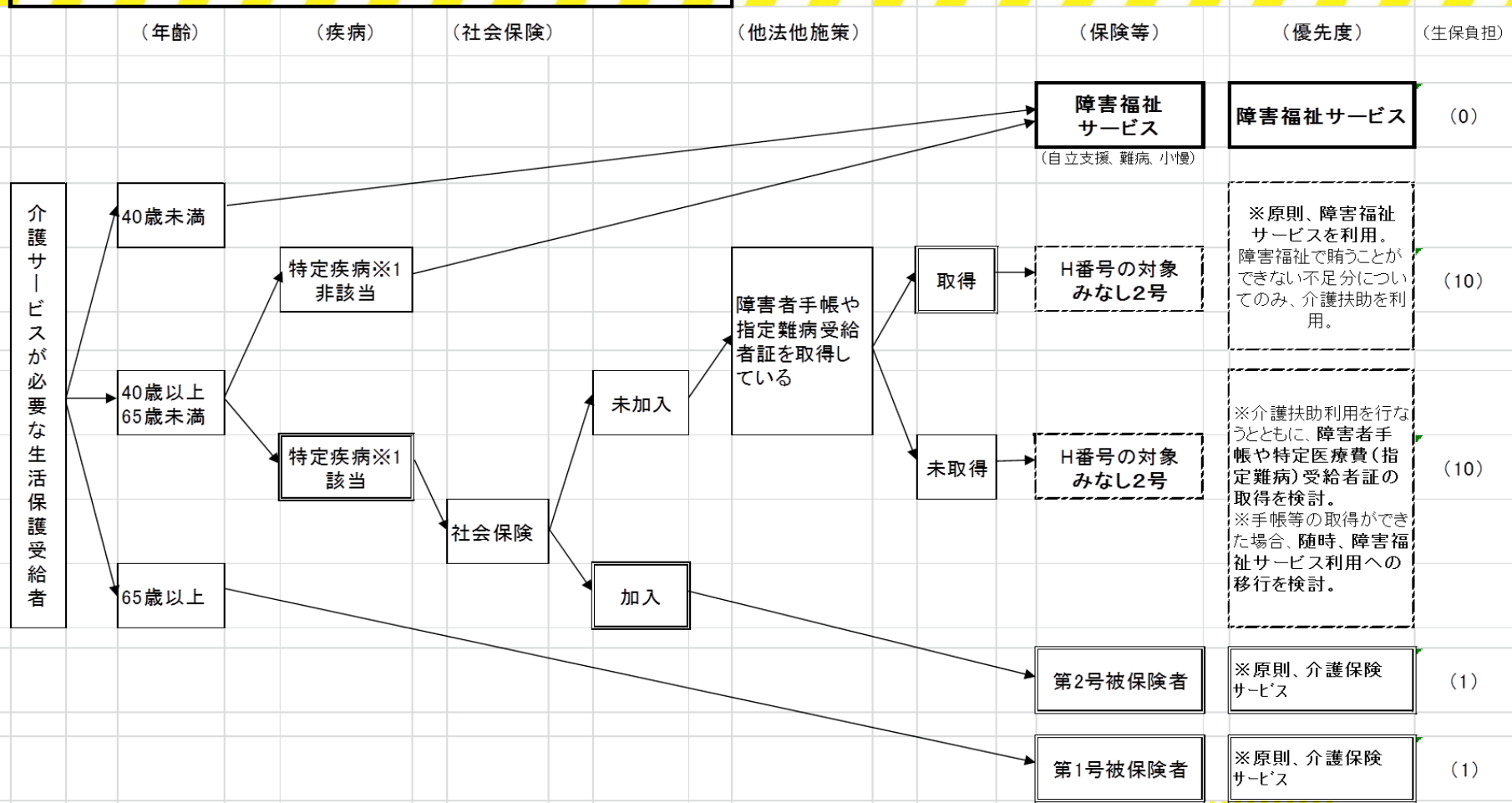
- ① **介護サービスを利用していた2号被保険者**の方が、新たに**生活保護になった場合**
- ② **65歳未満の生活保護受給中**の方が、脳血管疾患等特定疾病で**介護が必要となったが**、障害が固定されるまでの約6か月間は、身体障害者手帳が取得できないため、介護サービスを利用。その後、**身体障害者手帳を取得できた場合**

- ⇒ ■ 障害福祉サービスに**移行できるものはすべて**移行が必要となります。
- 障害の等級によっては移行できないもの、また同等のサービスがないものについては、介護扶助を利用できますが、介護扶助の給付に係る上限額は、**介護保険法に定める支給限度額から障害福祉サービスの給付額を控除した額**を基本とします。（介護扶助利用の場合：10割を生活保護制度で負担）
- すべて移行が可能な場合、障害の相談支援事業所の相談員さんにマネジメント業務を移行しなければならないこともあります。



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。



※1 ○筋萎縮性側索硬化症 ○後縦靭帯骨化症 ○骨折を伴う骨粗鬆症 ○多系統萎縮症 ○初老期における認知症 ○脊髓小脳変性症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症 ○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ○脳血管疾患 ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ○閉塞性動脈硬化症 ○がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) ○関節リウマチ ○慢性閉塞性肺疾患、○両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

次なる  
茨木へ。

# （お知らせ）介護券について

（平成31年4月以降）

①当月分の介護券は当月末に発行します。

（これまでは前月末に発行）

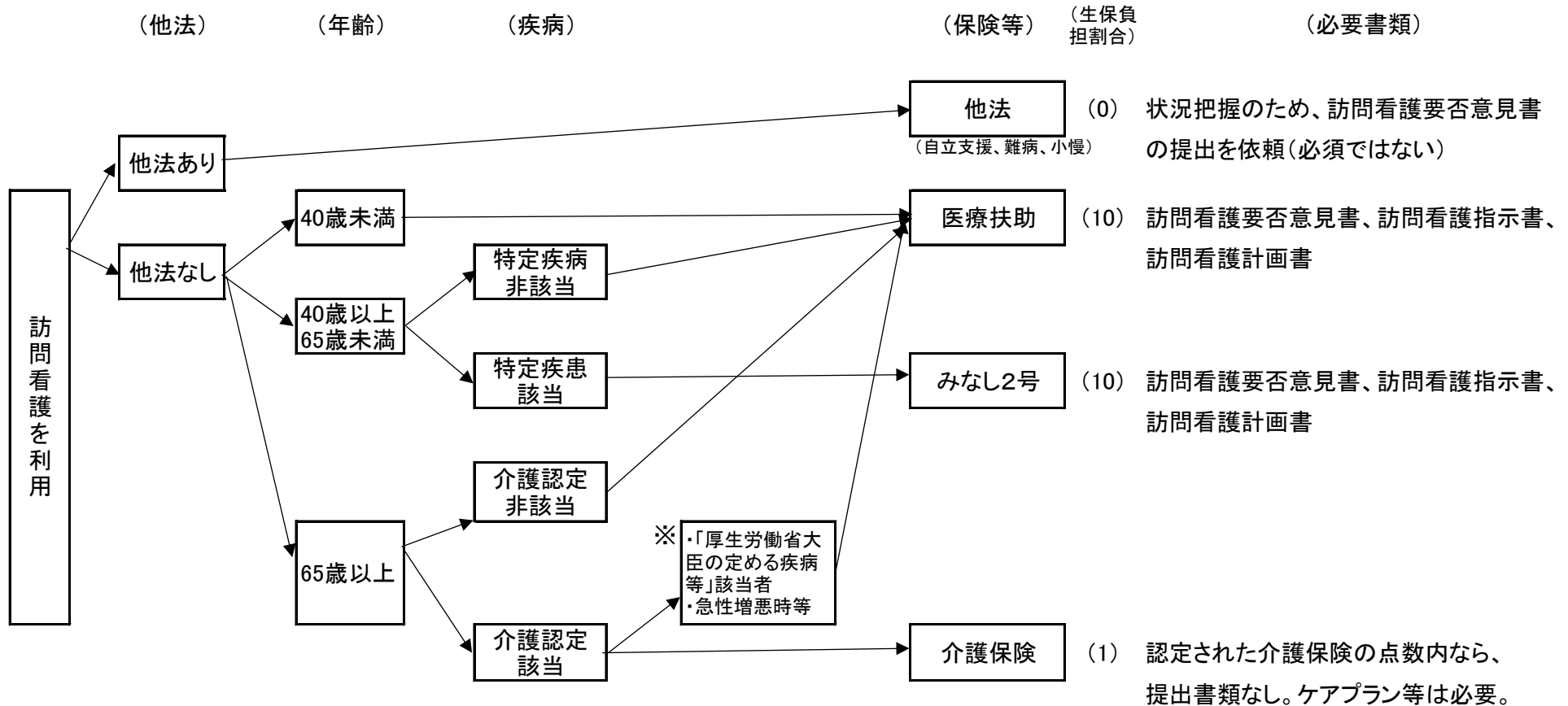
②受診券番号と様式が変わります。



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# ◇◆◇ 訪問看護を利用する際の保険と必要書類 ◇◆◇

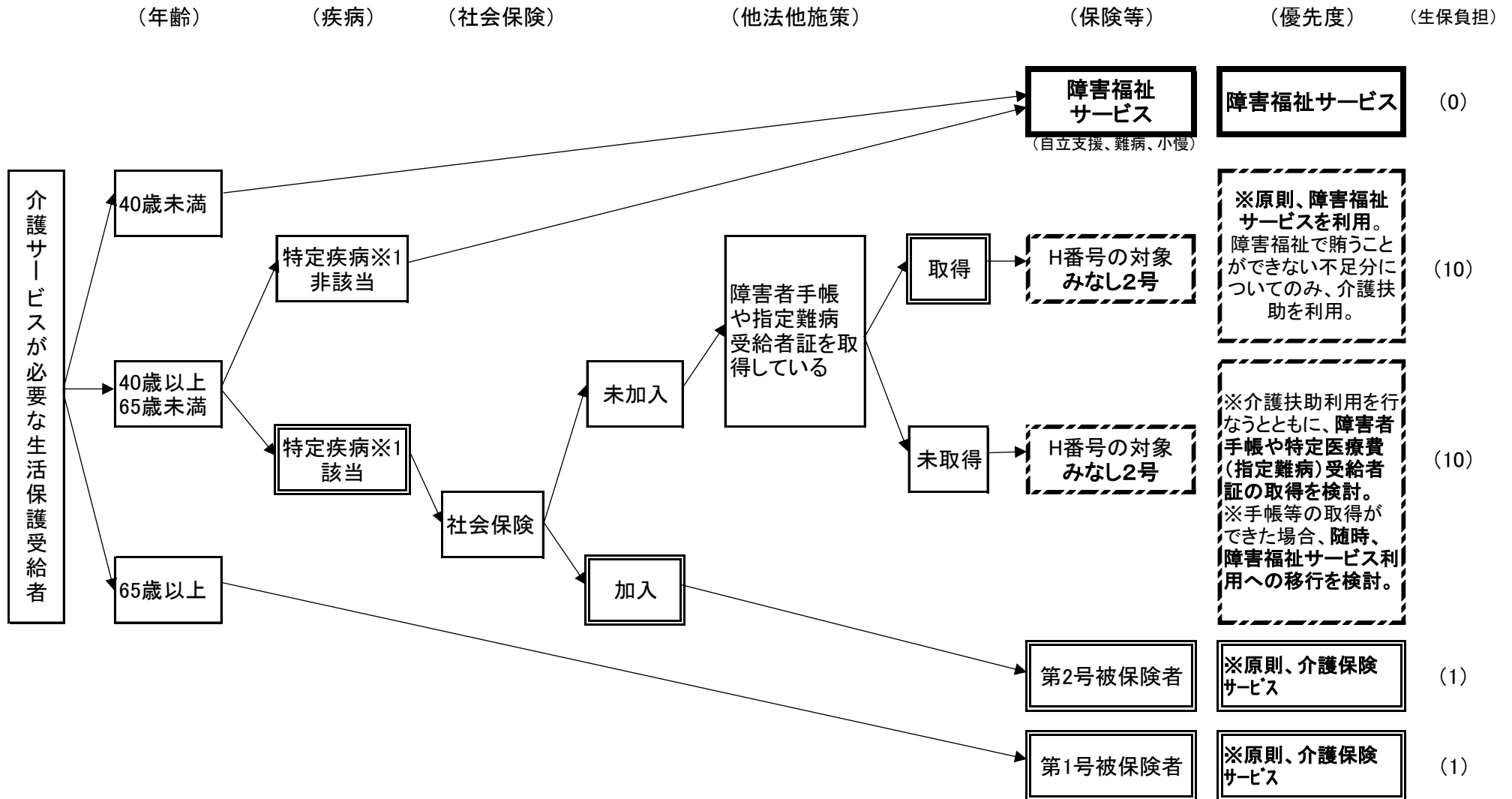


※要介護、要支援者であっても医療保険で訪問看護が行われる人

- ・厚生労働省大臣の定める疾病等: 末期の悪性腫瘍、脊髄損傷、人工呼吸器を使用している状態、筋・神経系の難病(多発性硬化症、重症筋無力症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病等) 等  
→65歳以上はすべての難病が指定難病で請求できるわけではない
- ・急性増悪、退院直後等: 特別訪問看護指示書期間(2週間)、在宅患者訪問点滴注射指示書期間(1週間)

◎自立支援医療(精神通院)について: 新規開始の場合は、訪問看護の追加申請が必要。入院中の外泊時は医療扶助となる。

# ★★★ 生活保護受給者の介護サービス ★★★



※1 ○筋萎縮性側索硬化症 ○後縦靱帯骨化症 ○骨折を伴う骨粗鬆症 ○多系統萎縮症 ○初老期における認知症 ○脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症 ○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ○脳血管疾患 ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ○閉塞性動脈硬化症 ○がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) ○関節リウマチ ○慢性閉塞性肺疾患 ○両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

茨生福第 3481 号  
平成 31 年 3 月 25 日

生活保護法指定介護機関 御中

茨木市健康福祉部  
生活福祉課長 澤 田 信 一

システム改修による生活保護受給者の介護券等の変更について

平素は、生活保護業務にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

標題の件について、平成 31 年 4 月からシステムの改修により、裏面のとおり変更させていただきます。

大変お手数をお掛けいたしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 1 3 号

茨木市 生活福祉課 担当：河崎・唐津

TEL：072-620-1818（ダイヤルイン）

FAX：072-620-1720

(裏面)

## システム改修による生活保護受給者の介護券等の変更について

### ①送付時期の変更について

当市ではこれまで、当月末に翌月分の介護券を送付しておりましたが、平成 31 年 4 月利用分より、当月末に当月分の介護券をお送りするように変更いたします。

そのため、平成 31 年 4 月利用分の介護券の送付は、4 月末となります。

### ②受給者番号の変更について

平成 31 年 4 月利用分より、当市の各生活保護受給者の受給者番号を変更させていただきます。平成 31 年 4 月以降利用分の介護料をご請求の際は、平成 31 年 3 月以前の受給者番号は使用できませんので、ご注意ください。なお、平成 31 年 4 月以降に平成 31 年 3 月以前利用分の介護料をご請求いただく場合は、変更前の受給者番号をお使い下さい。

### ③様式の変更について

平成 31 年 4 月利用分より、介護券の様式を変更させていただきます。それに併せ、単票形式で発行していた介護券は、今後は連名形式で発行いたします（記載の情報に変更はございません）。

なお、平成 31 年 3 月以前利用分の介護券については、変更前の単票形式で発行いたしますので、ご了承下さい。

また、当課では、居宅サービス計画書等に基づき介護券を発行しておりますので、サービス等の変更時は、直ちに担当ケアマネージャーにご報告いただきますよう、お願いいたします。